

4) 固定標識による車線規制
① 神坂トンネル上り線作業手順(2-1)

制定・改訂日 2025.3.27

	内 容	留 意 事 項
準備工	<ul style="list-style-type: none"> 作業箇所の確認及び規制予定提出(規制位置の線形確認便乗規制の確認等) 作業打合せ(KY活動) 作業人員・車両・保護具・発炎筒等の資材の確認(規制責任者の選任) 保護具の確認 使用機械・器具の点検 積み荷の確認・規制箇所との規制材数量確認 業務用プレート確認 	<ul style="list-style-type: none"> 安全打合せ書による・規制予定等 安全打合せ書による 作業分担・配置の確認 安全打合せ書による 運行前点検・持ち込み点検等による(回転灯・工事用車両の表示) 運行前点検表による 積み荷確認書による 車両の点検結果報告
作業開始 規制連絡 規制材設置	<ul style="list-style-type: none"> 一宮管制室へ規制開始の報告。 規制車両及び作業員は中津川廻りて恵下沢EIAまで回送する。 標識設置1:規制車両2台を恵下沢EIAに駐車し、自動規制標識を起動させる。(走行)標識設置2:自動標識の表示確認をしながらKP276.52非駐定回送する。(追越)標識設置2:自動標識の表示確認をしながらKP276.31非駐定回送する。 非常駐車帯への移動時は標識類をロープ等で必ず固定する 	<ul style="list-style-type: none"> 規制予定整理番号確認・会社(発注者)ネスコへの規制連絡 車両移動時の合図の確認 輪止めの設置(運転手に降車の必要がない場合は除く) 駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。 標識車の表示は【規制設置中・作業員に注意】とする。(手動可搬標識は 作業中)
テーパー部設置	<ul style="list-style-type: none"> 本規制(走行規制時)の絞り込みは2段テーパーを実施して行う。1段目は276.7KPから開始し、矢印板16枚を300mの区間20m間隔で設置し登坂車線を絞り込む。(規制標識設置と平行して実施する) 2段目は276.7KPから1段目と同様に設置し走行車線を絞り込む。 テーパー手前300m×100m(線形に応じて適宜安全と思える場所)で発炎筒を数本使用し仮テーパーを設置する。 【保安員1、作業員1】(3人以上で車線の半分程度まで設置する) 仮テーパーの発炎筒は保安員の監視下で、作業員が設置する。 ※追越規制の場合 仮テーパーが設置できた後待機している車両を2台同時に誘導し、仮テーパー内に進入させる。(誘導は路肩・中分の見通しの良い方の作業員が行う) テーパー開始KP上流に矢印板を2枚増設する。(20mピッチ) 300m区間20m間隔で設置し、はじめの4枚は、路肩に設置し、残り12枚で車線を片側にする テーパー設置時は、監視員を1名を配置し一般通行車両の監視を行う。 回転灯を15枚目→コードリール30m太郎→コードリール30m標識車を配置する ピカポンを7枚→8枚目及び11枚目→12枚目に設置する。 ピカポン2基及びピカポン設置中看板を設置する。 標識車配置後、字幕表示を工事中のバターンに変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル用情報板及び信号機の確認 矢印板は、専用ウエイト及び土蓋を取付け、転倒防止する。(ロープで防護柵支柱等に固定可能な矢板は、土蓋を設置しなくても良い) 転がり防止付き発炎筒を使用する。また、転がり防止が発炎筒に取り付けてあるか確認を行う。 発炎筒での火傷・火災注意。 発炎筒の消火は消火ボットを使用する。 追越規制の場合仮テーパー設置後、矢印板を安全の為、設置する余裕がある場合は事前に設置する。 交通安全監視員は発炎筒の鎮火確認を行い火災予防する。 仮テーパー設置後矢印板を設置する。保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起をしながら、作業員に危険を知らせられる場所にいること。 追越側への進入時合図の方法及び徹底 回転灯・安全太郎の転倒防止処置及び標識車のハンドルきり止め確認
ラバコン設置	<ul style="list-style-type: none"> ラバコンを20m間隔に設置する。(トンネル内は赤白ラバコンで50m間隔に設置する。) テーパー部より20m程度の位置にフーンセンサー等・工事内容看板設置 トンネル出入り口200m程度の間のラバコンにはひかりっこを設置する。 規制解除位置にありがとう標識・解除標識の順に設置する 規制区間は、駐車帯ごと超蓋障度矢印板を設置し、トンネル内を除く可変式速度規制標識は、目隠しをする(トンネルの場合は管制で50に変更する) ▽字型のラバコンは通行帯制が山側となるよう設置する事 	<ul style="list-style-type: none"> 車両発進・停止合図 荷物の整理整頓 看板等の転倒防止処置 ひかりっこ 点灯確認 矢印板は、専用ウエイト及び土蓋を取付け、転倒防止する 横断方向のラバコン設置位置及びラバコンの向きを一定方向に設置 解除標識の真横方向でラバコン設置を終了する事 車両の駐車時の止め目・ハンドルきり確認 トンネル内車両は全て回転灯を点灯する
交通監視・交通誘導	<ul style="list-style-type: none"> 交通監視員は、テーパー部より10m後方でテーパー監視し、異常があれば正する 交通誘導がある場合は、工事用車両出入り口と、グリーンキャップを設置し 交通保安員2名で誘導を行う。 工事箇所等は、視認性の良い器具(電気式の矢印・回転灯等)を使用する。 とまるぞー設置 	<ul style="list-style-type: none"> 安全棒の使用 車両出入り入れは、一般車両の確認を十分する 工事用車両との合図の打合せ 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う 監視位置は路肩側で実施
ラバコン解除	<ul style="list-style-type: none"> 解除看板を倒し、規制材に積む 前進解除のため車両を広い場所で進行方向を反転させ規制内に入ります トンネルの場合は、電光標識を車両の全面に配置し、逆進行で撤収する AT直進接続で規制を実施した場合、明かりについて前進にて撤去 園原鳥規制部についても前進で行う。(方法は鳥規制撤去手順書に準拠) 可変標識目隠しカバーを撤収する。 フーンセンサー・工事内容表示看板片付け 	<ul style="list-style-type: none"> 車両発進・停止合図 規制内までの車両後退時は、誘導員は荷台から降し後退誘導を行う。その際、車両は路肩側を後退する。 前進解除時に最下流のラバコンは手で積み込む。 撤収安全速度厳守 鳥横断時の誘導の徹底 解除・中断再開時は規制材の撤収忘れが無い様、作業員全員で周囲の確認をする。 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う
テーパー部解除	<ul style="list-style-type: none"> 規制材を後退させながら矢印板を標識車の手前まで撤収する 交通監視員はテーパー解除作業前に監視箇所よりテーパー先端に移動し、発炎筒・旗等により一般車に注意喚起する 	<ul style="list-style-type: none"> 後退誘導実施 転がり防止付き発炎筒を使用する。また、転がり防止が発炎筒に取り付けてあるか確認を行う。 発炎筒での火傷・火災注意。 発炎筒の消火は消火ボットを使用する。
車線規制の 規制材撤去の実施	<ul style="list-style-type: none"> 交通監視員はテーパー手前100mで移動して発炎筒を3本以上使用し仮テーパーをつくり 発炎筒・旗等により一般車に注意喚起する(発炎筒で車線の半分程度まで絞る) 標識車を後退させながら、矢印板等を撤収する トンネル規制関係は、2車線確保できたら一宮管制室に連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全監視員は発炎筒の鎮火確認を行い火災予防する。 線形が悪ければ保安員増員及び発炎筒の複数使用 燃え残りの発炎筒の片付け(現場に存置せず持ち帰る) 仮テーパー設置後矢印板を撤去する。保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起をしながら、作業員に危険を知らせられる場所にいる。 追越車線より標識車・規制材の進路変更時の合図及び一般車両確認
規制材撤去の完了	<ul style="list-style-type: none"> (走行規制時)走行・登坂の2段テーパー撤去後、標識車(2名)は飯田へ回送。 標識車(2名)はKP276.0非駐へ回送する。 (追越規制時)追越車線のテーパー撤去後、標識車(2名)は飯田へ回送。 標識車(2名)はKP276.0非駐へ回送する。 KP276の自動規制標識を起動させ、標識を格納する。 標識車(2名)で、園原～中津川回りで格納確認をす ※故障を発見した場合、メンテ担当者へ連絡。施設へ修理依頼 非常駐車帯毎の移動時は標識類をロープ等で必ず固定する 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル用情報板及び信号機の確認 積み荷の確認 輪止めの設置(運転手に降車の必要がない場合は除く) 駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。 規制材を2人で積込む場合は声を掛合い意思疎通を図る 荷造り時通行帯側へは出ないこと。 積み荷の確認 規制予定整理番号確認・会社(発注者)中日本への規制連絡
※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 工事箇所手前にはとまるぞーを設置し(60m手前)、現場が常に移動するような場合は盾車両を代用して配置する。 規制延長が長い場合には、規制設置・撤去時に適宜作業員の交代を行うこと。 車両移動時の急発進禁止 本線横断時の確認不足禁止 発炎筒の確實使用 一般通行車両との車間距離の確認 規制設置・撤去時 標識支柱を点検し、劣化している物は直ちに交換する 一人作業の禁止 発炎筒をLED発炎筒への読み換えを可能とする。 <監視員の役割> 監視員は回収車の荷台の上、運転手後確認の妨げにならない箇所、一般車に正対し黄旗にて注意喚起を行うとともに、作業員の安全監視を行う。 監視員は一般車の不安全運転、障害物や作業員の突発的現象を確認した場合は、速やかに「しらすだー」で運転手・作業員に警告する。 連絡手段は「しらすだー」に限らず、他の通信機器(インカム・トランシーバー・警笛等)でも可。 	



作業種(種別)	員数	資機材
規制責任者	1名	
作業員	2名	トラック(規制車)・標識車
交通監視員	2名	発炎筒・黄旗

安全器具・保護具確認	
ヘルメット	安全靴
反射(自発光)チョッキ	発炎筒
反射スラック	黄旗(カラマンデー)
手袋	警笛